

令和4年度千葉県立つくし特別支援学校 高等部入学者選考実施要項

1 応募資格

本校高等部に入学を志願できる者は、県内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者で、以下に該当する者とする。

(1) 高等部普通科（知的障害者を対象とする特別支援学校）

次の「ア～ウ」のいずれかに該当する者

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和4年3月に修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
なお、令和4年3月に学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 通学区域

原則として、小学部及び中学部の通学区域に準ずる。

3 入学定員

特に定員を定めない。

4 出願

(1) 事前の教育相談

令和4年1月14日（金）までに、本校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 願書提出期間

令和4年2月2日（水）から2月14日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 願書提出先

千葉県立つくし特別支援学校 校長
〒270-2251 松戸市金ヶ作292-2
TEL 047-385-1632

(4) 提出書類等 ※ア～オは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書	
イ 療育手帳の写し 又は、障害を有することを証明する診断書	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し 診断書は医療機関等が発行するものも可。ただし、発達検査の結果が記載されていること。
ウ 入学者選考受検票	
エ 調査書	
オ 返信用封筒	84円切手（料金改定のあったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
カ 通学区域外からの入学志願証明書	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、本校校長に提出すること。
キ 必要に応じて提出する書類	その他本校校長が必要と認める書類を提出すること。

5 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

令和4年2月25日（金）

(2) 入学者選考会場

千葉県立つくし特別支援学校（高等部棟）

(3) 入学者選考の方法

学力検査、作業能力検査、運動能力検査、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

(4) 日程

		9:15	9:25	11:40		12:00
志願者 受付	日程 説明	移動	着替え	学力検査	作業能力検査	運動能力検査
保護者		面接9:25～11:50 (人数により開始・終了時間が前後することがあります。)				着替え 移動

(5) その他

志願者の持参物は受検票・体育着・上履き・筆記用具

6 追選考

選考日当日にインフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかつた者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格及び手続き

インフルエンザ罹患等による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、校長が定める所定の手続きにより承認を受けた者を対象とする。本選考を一部でも受検した者は、追選考を受検することはできない。

(2) 入学者選考日

令和4年3月3日(木)

(3) 入学者選考会場

5 入学許可候補者の決定 (2)に同じ。

(4) 入学者選考の方法

5 入学許可候補者の決定 (3)に同じ。

7 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和4年3月7日(月)午前9時に、本校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

8 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和4年3月11日(金)までに、入学確約書を本校校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

9 再募集

本校の受検を希望し、本校において教育相談を受けた者を対象として行う。

①出願

(1) 事前の教育相談

令和4年3月18日(金)までに本校で進路に係る教育相談(志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない)を行うことを要する。

(2) 願書提出期間

令和4年3月17日(木)より令和4年3月22日(火)までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

(3) 願書等の提出先
4 出願(3)に同じ。

(4) 提出書類等
4 出願(4)に同じ。

②入学許可候補者の決定

(5) 入学者選考日
令和4年3月23日(水)

(6) 入学選考会場
5 入学許可候補者の決定(2)に同じ。

(7) 入学者選考の方法
5 入学許可候補者の決定(3)に同じ。

(8) 入学許可候補者の発表及び通知
校長は、令和4年3月24日(木)午前9時に、本校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

(9) 入学の確約
入学許可候補者となった者は、令和4年3月28日(月)までに、入学確約書を本校校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。
また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

10 その他

(1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」を本校校長宛てに提出するものとする。

(2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点及び教科別の得点に関して、口頭開示請求を行うことができる。

(3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。

(別記)

調査書及び学力検査等の結果の口頭開示について

千葉県個人情報保護条例第28条及び千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の8に基づき、令和4年度千葉県県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考で特別支援学校の校長に提出された調査書並びに令和4年度千葉県県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考の作業能力検査、運動能力検査、学力検査それぞれの総合得点及び教科別得点の口頭開示を次のとおり実施する。

1 開示方法

(1) 調査書

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

(2) 作業能力検査等、運動能力検査、学力検査それぞれの総合得点及び教科別得点 閲覧

2 開示期間

入学者選考の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

3 開示場所及び開示時間

受検した特別支援学校 午前9時から午後4時まで

4 開示請求の方法及び実施

(1) 請求者は、「口頭開示処理表」に必要事項を記入する。

また、請求者が調査書の写しを請求する場合は、「写し等の交付申請書」に必要事項を記入し、提出する。

(2) 請求者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 請求者が受検した本人である場合には、特別支援学校の校長は、受検票等により、請求者が受検した本人であることを確認した後、開示を行う。

なお、受検票が無い場合には、個人番号カード（表面）、運転免許証又は旅費等、公官庁（特殊法人を含む。）が発行する写真の貼り付けられた書類等の提示を求めるものとする。

また、健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の写真のはり付けられていない書類等の場合には、複数の書類等の提示を求めるものとする。

※詳細については千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の3の(2)のアを参照すること。

イ 請求者が法定代理人である場合には、特別支援学校の校長は、受検した本人であることを確認する場合と同様の書類等によって請求者が法定代理人であることを確認するほか、受検した本人が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類（開示請求をする30日以内に作成された戸籍謄本や後見登録事項証明書等）の提示を求めるものとする。

※詳細については千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の3の(2)のイを参照すること。